

## 7 水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準

○施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示第39号）

項 目	浸透基準値	検 定 方 法
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（ただし、規格55.1に定める方法にあつては規格55の備考1に定める操作を、規格55.3に定める方法にあつては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	0.1 mg/L	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	0.1 mg/L	昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛及びその化合物	0.005 mg/L	規格54に定める方法（ただし、規格54.1に定める方法にあつては規格54の備考1に定める操作を、規格54.3に定める方法にあつては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）
六価クロム化合物	0.04 mg/L	規格65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格65.1に定める方法）又は規格65.2.6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素及びその化合物	0.005 mg/L	規格61に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L	環境基準告示付表4に掲げる方法
トリクロロエチレン	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.004 mg/L トランス体 0.004 mg/L	シス体：日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体：日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.0006 mg/L	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.0003 mg/L	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.002 mg/L	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン及びその化合物	0.002 mg/L	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ほう素及びその化合物	0.2 mg/L	規格47に定める方法
ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L	規格34.1（規格34の備考1を除く。）、34.2若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1000mlしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1C）（注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表7に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/L	規格42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7に定める方法（ただし、42.2、42.6又は42.7に定める方法により測定する場合において、規格42.1C)の蒸留操作を行うときは、規格42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法

	亜硝酸性窒素 0.2 mg/L	規格 43.1 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法
	硝酸性窒素 0.2 mg/L	規格 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号 (地下水の水質汚濁に係る環境基準について) 付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L	環境基準告示付表 8 に掲げる方法

注 この表の検定方法欄に掲げる検定方法により項目欄に掲げる有害物質を検出した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の浸透基準値欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。